(傍線
T)
の部の
力
分は
改
正
剖
分

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる 報酬の額の基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 基本日額 一万円以内 イ 基本日額 一万円以内 一日につき五百円 一日につき五百円 一日につき五百円 一日につき三千円 一日につき三千円 一日につき 一方二千円 一番過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内 一番過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内 一種につき 一方二千円 一番過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内 一種につき 一方二千円 一番過勤務手当 一日につき基本日額の五割以内 一種につき 一方二千円 一番 一番 一方	三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる 一 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる
<u></u>	二 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実大、航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出し実費額
日 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出したイ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出して、選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の	ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出したイ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出して、 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の
額についての政令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該第百二十九条 法第百九十七条の二第一項に規定する実費弁償及び報酬の(実費弁償及び報酬の額の基準等) 改 正 前	額についての政令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該第百二十九条 法第百九十七条の二第一項に規定する実費弁償及び報酬の額の基準等) 改 正 後

掲げる額
イ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ第一号イからニまでに実費弁償の額の基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ロ 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につき二万円

2 · 3 (略)

イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額実費弁償の額の基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

宿泊料(食事料を除く。) 一夜につき _____

2

当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し法選挙運動に従事する額を差し引いたものとする。

3

つては、五十人 衆議院小選挙区選出議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙にあ

都道府県の議会の議員の選挙にあつては、十二人

三 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、十二人

四 指定都市の長の選挙にあつては、三十四人

指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、九人

町村の議会の議員の選挙にあつては、七人指定都市以外の市の長の選挙にあつては、十二人

六 五

町村長の選挙にあつては、九人

一万円以内とし、専ら法第百四十一条第一項の規定により選挙運動のたる基準は、選挙運動のために使用する事務員にあつては一人一日につき 4 法第百九十七条の二第二項に規定する報酬の額についての政令で定め

ために使用する者にあつては一人一日につき二万円以内とする。十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。次項において同じ。)のする者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第百九のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用

5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は5 法第五人

6 10 (略)

に使用する者にあつては一人一日につき一万五千円以内とする。条の二第二項に規定する要約筆記をいう。次項において同じ。)のため者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(法第百九十七めに使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する

者にあつては一人一日につき一万五千円以内の金額とする。、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者内の金額とし、専ら法第百四十一条第二項の規定により選挙運動のため、選挙運動のために使用する事務員にあつては一人一日につき一万円以法第百九十七条の二第三項に規定する報酬について政令で定める額は

5

- 法第百九十七条の二第五項に規定する同条第二項の規定により報酬の 法第百九十七条の二第二項の規定によ 関連をする場合において、その者が法第百九十七条の二第二項の規定による 出をすることができない場合として政令で定める場合は、法第百五十条 出をすることができない場合として政令で定める場合は、法第百五十条 法第百九十七条の二第五項に規定する同条第二項の規定により報酬の
- 9 法第百九十七条の二第五項の規定による届出は、同条第二項の規定にを超えない員数に限り、異なる者を届け出ることができるものとする。二項に規定する期間を通じて、それぞれ第三項各号に定める員数の五倍8 法第百九十七条の二第五項の規定による届出をする場合には、同条第

10 院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙 区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選)に、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議 挙管理委員会) に対してしなければならない。

規定による届出があつたものとみなす。 を日本郵便株式会社に託した時をもつて、法第百九十七条の二第五項の

前項の文書を郵便で差し出す場合には、引受時刻証明の取扱いでこれ